

## エネコム設備への通信ケーブル・電力線等の設置について (ご案内)

### 1. はじめに

株式会社エネコム(以下、当社)が所有する電柱、他社が所有する電柱に取り付けた当社所有の突き出し金物(腕金)は、当社事業の遂行に支障のない範囲で、当社が定める利用条件に同意いただける場合に限りご利用いただくことができます。また、ご利用にあたっては所定の手続きが必要になります。以下の内容についてご確認いただき、同意いただける場合は、お申込み手続きをお願いします。

### 2. 当社設備のご利用に関する主な許可条件 (抜粋)

- (1) 監督官庁の許可または届出が必要な電線施設については、その手続きがなされたものであること。
- (2) 道路法その他関係法令等による占用等の許可を得ていること、および私有地においては地権者の承諾を得ていること。
- (3) 電気設備の技術基準、有線電気通信設備令、その他の関係法令および当社の定める基準により施設されたものであること。
- (4) 当社事業の遂行に支障がないと当社が認めること。

### 3. エネコム柱等のご利用に関する契約書類

#### (1) 添架契約書

エネコム柱のご利用にあたっては利用対象設備等の個別協議の時間を短縮するため、あらかじめ基本事項について定めた「添架契約書」を締結させていただきます。

#### (2) 添架の対象設備に関する覚書

ご利用されるエネコム柱および利用対象設備を明確にするため、「添架契約書」に基づく「添架の対象設備に関する覚書」を締結させていただきます。

#### (3) 当社所有の突き出し金物のご利用に関する契約書類

他社が所有する電柱に取り付けた当社所有の突き出し金物のご利用にあたっては、契約書等の締結はありません。所定の申込書のご提出と、当社から発行する回答書をもってご利用いただけます。(利用不可回答時を除きます)

### 4. 事務処理手順

エネコム柱のご利用、他社が所有する電柱に取り付けた当社所有の突き出し金物のご利用に関する当社の事務処理手順は別紙1,2のとおりとします。

## 5. エネコム柱等のご利用にかかる費用等

## (1) 年間利用料 (添架料金)

エネコム柱をご利用の期間中は、ご利用料金をお支払いいただきます。

利用種別	単価 (税別)	備考
単独 エネコム柱利用	1,600 円/条・本・年	同事業者内で一束化した場合は 2 条目以降無料
複数事業者間 エネコム柱利用	900 円/条・本・年	異なる事業者間で一束化した場合の 1 事業者あたりの単価
突き出し金物 共同利用	無 料	他社所有柱に設置した当社所有の 突き出し金物を共同で利用する場合

※ 年度途中に利用開始される場合は、契約締結日の属する月から起算した月割り計算を行います。

## (2) 調査料金

利用の可否に関わらず、お申し込みのエネコム柱および突き出し金物の本数に応じて、ご利用に関する調査に要した費用をご負担いただきます。

調査対象設備	単価 (税別)	備考
エネコム柱	4,400 円/本	利用可否に関わらずご負担いただきます
突き出し金物	1,270 円/本	〃

## (3) 改造工事費

エネコム柱および突き出し金物のご利用に伴い、利用設備の強度確保や他の設備との隔離確保等のために改造工事が必要となる場合は、これら費用を全額ご負担いただきます。

	金額	備考
改造工事費	お見積り	改造工事実施時のみご負担いただきます

## (4) 費用に関する特記事項

- エネコム柱等への施設の設置および移設・撤去に伴う工事費等をご負担ください。
- 消費税および地方消費税について、税率に基づき加算させていただきます。
- 上記各種費用や価格体系は、物価変動等により改定することがあります。

## 6. 各種費用のお支払い方法

当社より請求書を発行しますので、指定期日までに指定口座へお振込みください。お振込みにかかる手数料等をご負担をお願いします。請求書の発行時期は費用種別や対象設備、請求先等により、原則、以下のとおりとします。

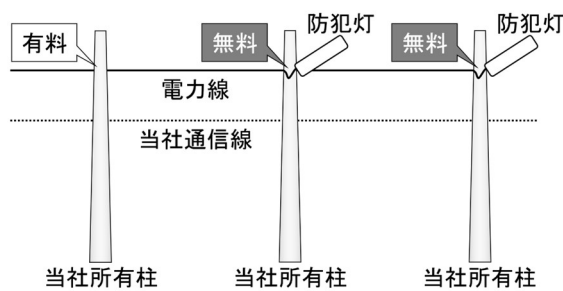
費用種別	対象設備	請求先	請求書発行時期
年間利用料 (添架料金)	エネコム柱	申込者	年度末(3月上旬)
調査料金	エネコム柱	申込者	年度末(3月上旬)
		申込者以外	調査結果回答の都度
	突き出し金物	申込者・申込者以外	調査結果回答の都度
改造工事費	改造対象設備	申込者・申込者以外	改造申込書受領の都度

※ 調査料金および改造工事費の請求先はお申込みの際にご指定いただきます。

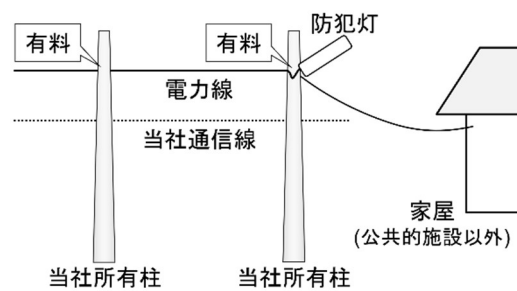
※ 改造工事は当社にて改造工事費の入金を確認できた後に着手となります。

## 7. 公共的施設に関する特例

エネコム柱に取り付けた公共的施設(防犯灯等)のために設置する電力線は、公共的施設取付柱に限り、電柱利用料(添架料金)および調査料金を無料とします(図1参照)。公共的施設取付柱であっても、公共的施設用途以外の理由により延線している場合は、本特例の対象外となります(図2参照)。



(図1) 特例適用の例



(図2) 特例適用外の例

## 8. エネコム柱等のご利用に関するお問合せ先

株式会社エネコム

技術本部 線路設備部 線路運営チーム

エネコム柱添架申請窓口

E-mail: [SS03963@enecom.co.jp](mailto:SS03963@enecom.co.jp)

〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目5番7号 GRANODE 広島 10F

